

住民基本台帳事務における支援措置申出書

(固定資産が所在する東京都及び市区町村への支援措置申出書を兼ねる。)

員弁郡東員町長 様

住民基本台帳事務(又は固定資産税事務)におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

令和 年 月 日

市区町村	受付	連絡
	/	/
	/	/
	/	/

固定資産税事務における支援を求める市区町村及び所有固定資産の詳細

		固定資産税事務における支援を求める市区町村名		土地・家屋の別	固定資産の所在		備考	
申出者の所有固定資産	1							
	2							
	3							
	4							
	5							
併せて支援を求める者(同一の住所を有する者に限る)	氏名等	申出者との関係	氏名		生年月日			
	所有固定資産		固定資産税事務における支援を求める市区町村名	土地・家屋の別	固定資産の所在			
		1						
		2						
		3						
		4						
	5							
	所有固定資産	氏名等	申出者との関係	氏名		生年月日		
		固定資産税事務における支援を求める市区町村名	土地・家屋の別	固定資産の所在				
1								
2								
3								
4								
5								
備考								

- (注) ●「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に記載の市区町村以外の市区町村に固定資産を所有している場合又は過去に所有していた場合で、当該固定資産所在市区町村に対しても支援措置に準じた支援の申出を行う場合に記入してください。
- 太枠の中に記入してください。
 - 償却資産を所有する場合は、「土地・家屋の別」欄に「償却資産」と記入してください。
 - 納税通知書をお持ちの場合は、納税通知書を添付することにより、「土地・家屋の別」欄及び「固定資産の所在」欄の記入を省略して差し支えありません。
 - 本申出書に記載された固定資産が所在する市区町村に本申出書(「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を含む。)の写しを送付します。ただし、所有する固定資産が特別区に所在する場合は、当該固定資産が所在する特別区を所管する都税事務所が送付先となります。

別 紙

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(配偶者暴力防止法)

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

B ストーカー行為等の規制等に関する法律
(ストーカー規制法)

ストーカー規制法第6条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

C 児童虐待の防止等に関する法律
(児童虐待防止法)

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース